

The background of the slide is a dark teal color with a pattern of white puzzle pieces scattered across it. The puzzle pieces are of various shapes and sizes, some overlapping, creating a fragmented, interconnected look.

會議資料（暫定）：東アジアの精神衛生法に関する国際
検討会

主催：韓国漢陽大学法律学部

台湾の精神衛生法改正法に関する 法律政策分析

吳建昌（Kevin Chien-Chang Wu） MD, LLB, LLM, PhD

ccwu88@ntu.edu.tw

Department/Graduate Institute of Medical Education and Bioethics

Department of Psychiatry National Taiwan University Hospital



01 改正法の起点

02 改正法のポイント

03 結び

講演構成



改正法の起点

01

伝統的な精神衛生倫理と法律政策は強制治療を重視する： (台湾現行精神衛生法の模範)

- UN Principles for the protection of persons with mental illness and the improvement of mental health care (1991)
- WHO' s 2005 Resource Book on Mental Health, Human Rights and Legislation

台湾現行精神衛生法： 伝統的な精神倫理と法律政策を採用する

- 意思決定 (informed decision making) の要件
 - 患者には十分な医療意思決定能力がある
 - 重症患者は十分な意思決定能力がない場合、代行決定(強制入院を含む)を採用する
 - 弱い家父長主義 (paternalism) を採用し、強制される人数を縮小することができる
 - 台湾は事前精神医療指示 (psychiatric advance directive) 制度を採用していない
 - 患者は脅迫あるいは瞞着を受けていない
 - 重症患者は自傷、他傷の状態にある場合は、強制入院し治療することができる
 - 医療スタッフは十分な情報を提供する
 - 患者は情報を誤解していない
 - 患者は意思決定する
- 比例原則：目的合憲性、手段適當性、手段必要性、手段衡平性

CRPD

CRPDはConvention on the Rights of Persons with Disabilitiesの略称、台湾政府は「心身障害者権利公約」と訳している。

CRPDは21世紀の初の人権条約であり、世界の心身障害者の権利保障に影響を与える条約である。国連は心身障害者がすべての人と同じように人権と基本的自由を完全かつ平等に享受することを促進、確保し、本人の尊厳が尊重されることを促進し、心身障害者の社会上の不利な状態を軽減するために、2006年にCRPDを通し、2008年に実施した。心身障害者に社会の公民として政治、経済、社会及び文化分野に参加する公平な機会を与える。



台湾心身障害者権利公約施行法

- 台湾は「心身障害者権利条約施行法」を2014年8月20日に公布し、2014年12月3日に施行した。
- 第2条規定：「心身障害者の人権を保障することを公約に掲げた規定は、国内の法律の効力を有する」
- 第3条規定：「条約の規定を適用するための法規及び行政措置は、公的趣旨及び国連心身障害者権利委員会による公的解釈を参照しなければならない」
- 第10条
 - 各級政府機関は条約に規定された内容に基づいて、その主管する法規及び行政措置について本法施行後2年以内に優先検視リストを提出し、条約の規定に符合しない者は、本法施行後3年以内に法規の増修、廃止及び行政措置の改善を行い、そして本法施行後5年以内に、残りの法規の制定（訂）、改正又は廃止及び行政措置の改善を完成しなければならない。
 - 前項の規定に従わず法規の制定（訂）、改正又は廃止及び行政措置の改善をする前に、公的条約の規定を優先的に適用しなければならない。
- 第11条
 - 本法に規定されていない事項は、政府はその性質に応じて、公約、国連心身障害者権利委員会の解釈を参考する。

CRPD第1条（趣旨）

すべての心身障害者がすべての人権及び基本的自由を充分、平等に享受できるよう保障、確保し、心身障害者固有の尊厳の尊重を促進する(第1条第1項)

心身障害者、身体・精神・知的または感覚器官長期損傷者を含め、その損傷と障害は相互作用し、心身障害者と他人と同じように平等に完全かつ効果的に社会に参加することに阻害する可能性がある(第1条第2項)

CRPD第3条（一般原則）

(a)固有の尊厳を尊重する、個人の自主及び個人の自立で自由に自分で選択することを含む、(b)差別しない、(c)十分に効果的に社会参加する、(d)差異を尊重し、心身障害者は人の多様性であり、人間の一部として受け入れる、(e)機会均等、(f)バリアフリー、(g)男女平等、(h)心身障害児が徐々に発達する能力をもつことを尊重し、心身障害児がその身分の認識権利を保持することを尊重する(第3条)

CRPD第12条法律の前に平等な承認を得る

• 第2項

締約国は心身障害者が生活の各方面において、**他の人と平等に法律行為能力を享受すること**を認めなければならない。

State parties shall recognize that persons with disabilities enjoy legal capacity on an equal basis with others in all aspects of life.

• 第4項

締約国は、法律行為能力の行使に関連するすべての措置が、国際人権法に基づいて適切かつ有効な防護を提供し、濫用を防止する。当該防護は法律行為能力の行使に関連する措置を確保し、**本人の権利・意思・選択を尊重し**、利益の衝突や不当な影響を避け、本人の状況に適し、適用時間はできるだけ短く、また、定期的に資格ある公正な機関または司法機関の審査を受ける。個人の権利及び利益に影響を与える措置は、提供される保護とは程度的に相当する。

CRPD第12条の解釈(第1号意見書)

- 国連心身障害者権利公約委員会は2014年に当該公約の第12条を解釈し、類似関係自主(relational autonomy)の概念を採用し、「代行決定」(substitute decision Making)のモデルから「支持決定」(supported decision Making)に移るべきと指摘した。コミュニケーションができない者に対して、「最良の解釈」(the best interpretation) (注:最良の利益ではない)をとり、心身障害者の好みと意思を理解し、その権利を保障する。
- 心身障害 (Unsoundness of mind)は法的行為能力を奪う理由にはならない。
- 心の能力(mental capacity)は客観的科学的な操作ではなく、評価を受けた上での意思決定能力の現れであり、法律行為能力(legal capacity)に取って代わるべきではないと考えている。いかなる意思決定能力の損傷は法律能力を奪うことに正当化できないと主張しているため、代行決定による強制入院、強制治療に反対する。(刑事責任能力、訴訟能力の欠如を強調することもCRPDを排斥することになると主張する学者もいる)

CRPD 第14条 人身の自由と安全

• 第1項

締約国は心身障害者が他の人との平等を確保する上で：

(a) 人身の自由及び安全の権利を享有する

(b) 不法または任意に自由を奪われず、自由を奪うには法律の規定に合致しなければならず、**いかなる場合にも心身障害を理由に自由を奪うことができない**

states parties shall ensure that persons with disabilities, on an equal basis with others: (a) Enjoy the right to liberty and security of person; (b) Are not deprived of their liberty unlawfully or arbitrarily, and that any deprivation of liberty is in conformity with the law, and that **the existence of a disability shall in no case justify a deprivation of liberty.**

桃園地裁106年度衛字第4号民事判定 (2/2) 裁判官が強制入院停止の判決を下した理由

- 相対人(注:衛福部)は以前に審査決定通知書を掲出して強制入院を許可し、根拠となる法規は精神衛生法上の前掲規定であるが、この規定は心身障害を人身の自由を奪う理由として、前引心身障害者権利条約第14条第1項の規定及び「指導原則」(Guidelines)第6点の説明と明らかに抵触する、身体障害者権利条約施行法第10条第1項第2項の規定により、適用するべきではない。

(注:台湾ではこれまで、この裁判官だけが強制入院規定はCRPDに反するために適用しないという裁定を下した)

桃園地裁106年度衛字第4号民事判定(1/2)

- 国連心身障害者権利委員会（2015）Guidelines on article 14 of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities 第6点
 - However, legislation of several States parties, including mental health laws, still provide instances in which persons may be detained on the grounds of their actual or perceived impairment, provided there are other reasons for their detention, including that they are deemed dangerous to themselves or others. This practice is incompatible with article 14; it is discriminatory in nature and amounts to arbitrary deprivation of liberty.

CRPD 第13条 近用司法

• 第1項

締約国は**心身障害者が他の人と平等の上で司法を有効に使用することを確保しなければならない**。提供プログラムと適齢対応措置を通じて、すべての法律プログラム(legal proceedings)の中でそれを増進することを含め、調査及びその他の初期段階において、**直接及び間接参加の一方として、証人も含み、行為を効果的に発揮する**。

• 第2項

心身障害者に有効に司法を使用することを確保、サポートするために、締約国は司法分野の従業員、警察官や刑務所従業員を含め、適切な訓練を促進すべきである

この精神衛生法改正法は心身障害者権利公約施行法の期限要件に適合していない！

**最終的に強制入院や
強制地域治療を廃止していない！**



改正法の ポイント

02

改正法の背景

- 精神衛生法は、97年7月4日の改正施行から10年を経過し、実務執行の必要に応じて現行法令を見直す必要がある
- 心理健康促進の比率が低いため、事前の予防と地域サポートサービスネットワークの協力が不足している。
- 政府機関間のネットワーク連携が不十分で、包括的で継続性の高い協力とサービスが不足している。
- 各公約の患者の自主及び自由、平等権及び地域融合に関する精神に呼応し、近年の国際公共機関と関連保護規範に連携して心身障害者の権利保障を実行する。
- 台湾の近年の社会議題に対して、完全な社会安全保護ネットワークとシステムを構築する。

精神衛生法の改正過程に直面した課題1/2

- 患者の権利(病権派)及び社会安全(社安派)の力比べ
- 「精神疾患」と「重度患者」の定義を拡大？
 - 精神疾患犯罪者は精神衛生法と刑事司法における処遇システムの分流と合流？
- 各目的を持つ事業主管理機関が力を合わせる事が困難
 - 理由：非管轄範囲、非専門、資源がない...
 - 例：患者の緊急搬送の担当機関、警察？消防？衛生？
- メディア報道の自由と汚名された患者のトレードオフ

精神衛生法の改正過程に直面した課題2/2

- 地域支援と合理的調整の理想と实际的困難(人・権力・経費・責任...)

「精神危機前期積極介入措置」の採用を明確に定める？

「ピアサポートサービス」の採用を明確に定める？

- 地域心理衛生センターの任務趣旨と資源は依然として構築中である

精神医療と地域支持の整合の可能性？ケース管理システムの構築？

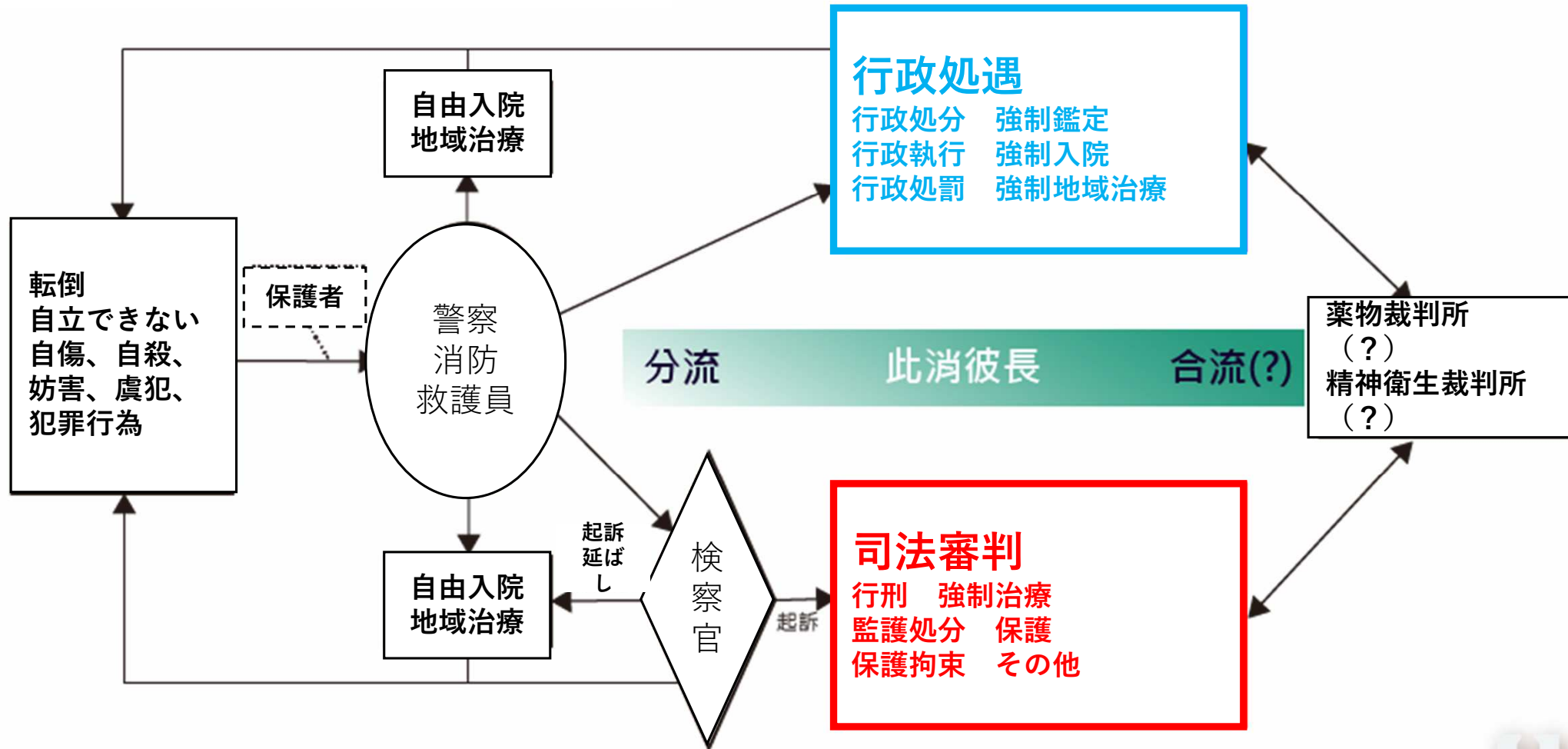
- 衛福部と司法院は人身の自由の保障に関するそれぞれの記述

近用司法：緊急安置期間中、重症患者が即時の法律扶助を受ける権利？

近用司法：強制入院(人身の自由にかかわる)の決定、事前裁判官の留保を採る？

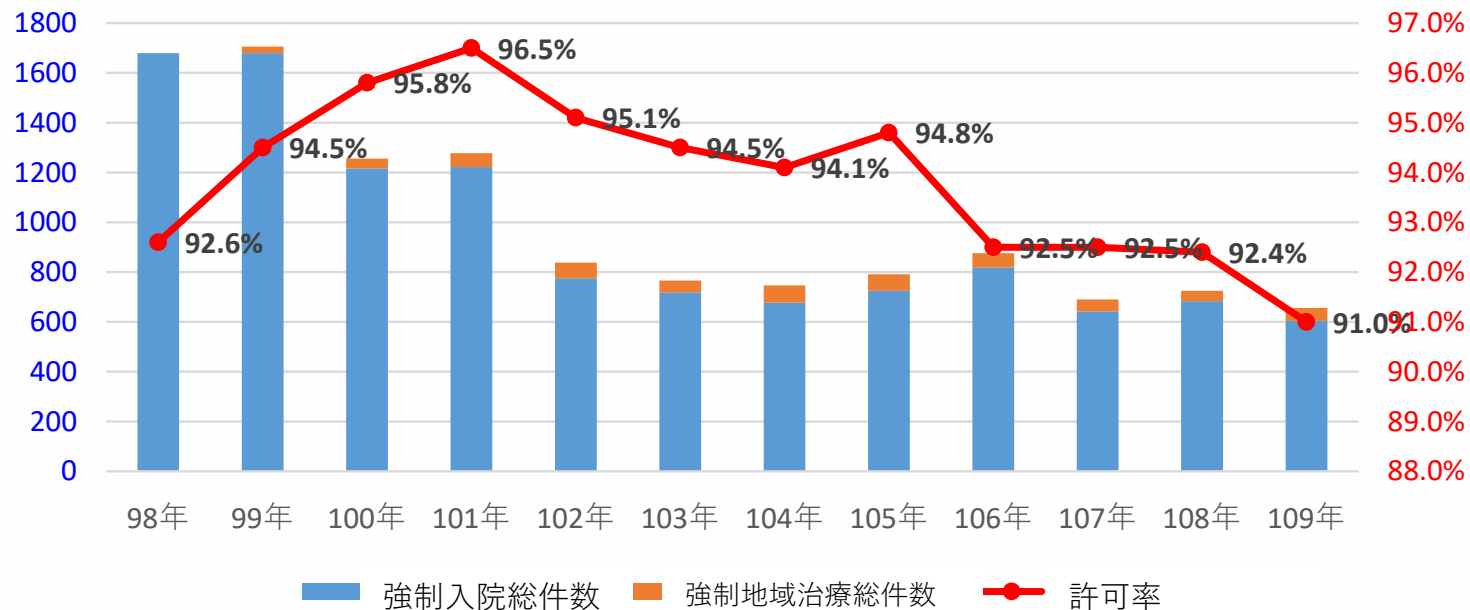
近用司法：強制地域治療(行動の自由にかかわる)の決定、行政処分を採用する？

個人の秩序からはみ出す 行為の処理フロー



我が国の強制入院及び強制地域治療制度の現況

強制入院（継続を含む）及び強制地域治療（継続を含む）
傾向図



- 強制入院の件数は99年より少なくなり、近年は年600-800件程度。
- 強制入院及び強制地域治療の審査許可率は9割以上。

來源：衛生福利部心理及口腔健康司 - 精神疾病嚴重病人強制鑑定與強制社區治療審查會統計數據 <https://dep.mohw.gov.tw/domhaoh/cp-405-62833-107.html>

精神衛生法の立法趣旨の沿革

- (79年旧法)第1条:精神疾患の予防及び治療、患者の権益の保障、患者の福祉の促進、国民の心理的健康の増進、社会の調和と安寧の維持のために、本法を制定する、本法に規定されていない者は、その他の法律の規定に適用する。
- (現行法)第1条:国民の心理的健康の促進、精神疾患の予防及び治療、患者の権益の保障、患者は地域での生活を支えるために、本法を制定する。
- (行政院修正版)第1条:人民の心理的健康の促進、精神疾患の予防及び治療、患者の権益の保障、患者は地域での平等な生活を支えるために、本法を制定する。

改正法のポイント (1/9)

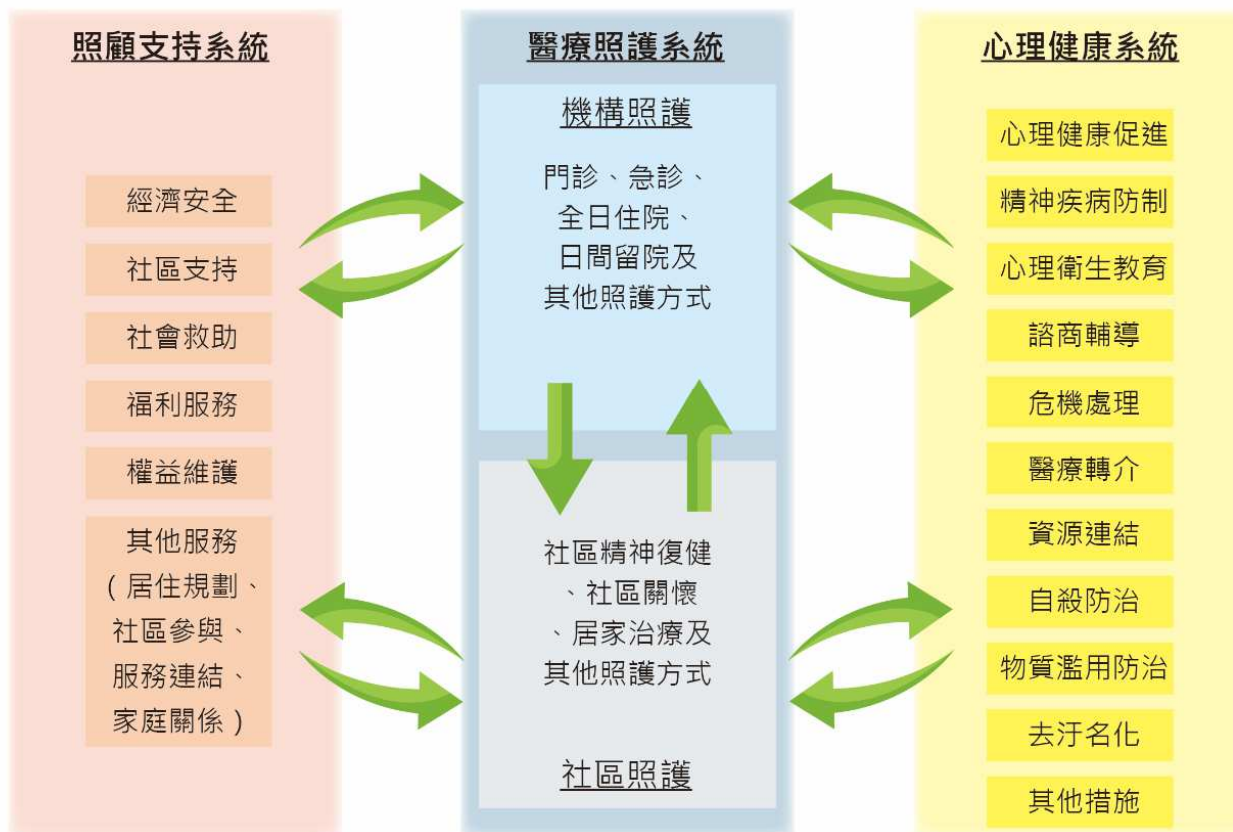
ポイントー：予防とコミュニティサポートサービスの強化

- 職場従業員、学校と地域の心理健康の促進の強化。地域の心理健康ネットワーク、ニーズに応じて地域に心理衛生センターを増設し、関連専門職を配置する。
- 患者にコミュニティサポートサービスを提供し、患者は地域に融合することを促進する。
- 患者の地域復帰に関する措置の整備:通達及び支援体制、資源の提供、退院前にプランの作成。
- 患者家族へのサポートを強化する。
- 依存症への支援、地域におけるサポート及びリハビリサービスの強化

改正法のポイント (2/9)

ポイントー：予防とコミュニティサポートサービスの強化（CRPDの地域参加と融合の条文に対応する）

精神衛生の体系



改正法のポイント (3/9)

重点二：患者、患者家族と病権団体の精神衛生法事務への相談、意思決定の強化（Nothing about us without us）

- 患者、家族と病権団体代表に中央と地方の相談会に参加することを明確に定める。
- 保護者を指定する際に重症患者の意見を聞く。
- 精神科特殊療法に同意する患者の年齢制限を下げる。
- 病権専門家が強制入院裁判所の参審員を務める。

改正法のポイント (4/9)

ポイント三：政府部門間の連携及び監督の強化（CRPD 第33条）

- 主管機関及び各目的事業主管機関の権利と責任を明確に定める。
- 部門を超えた精神疾患、心理的健康の促進及び治療、ケアの推進、連携の強化。
- 地方政府は部門を超えたコミュニティケアを実施する。
- 授權法子法規定を管理する。
- 他職種への通知・連携及び24時間緊急精神医療処置体制の構築。

改正法のポイント (5/9)

ポイント二：政府部門間の連携及び監督の強化



教育部

各学校の心理的健康の促進、精神疾患の予防治療を企画。



法務部

犯罪被害者、精神疾患収容人及び監護処分を受ける人の心理的健康促進の関連措置を企画、推進及び監督。



金管会

金融機関は患者に商業保険、信託、金融サービスを提供する際、平等な権益を保障することを企画、推進、監督。



労働部

職場の心理的健康と精神疾患の予防治療を推進。



国防部

国軍の心理的健康の促進及び精神疾患の予防治療を企画、推進及び監督。



文化部

人民の心理的健康の促進、患者の精神生活の充実、文化活動の参加と関連創作を指導、奨励、推進。



内政部

規制、推動、監督警察、消防及替代役役男之心理輔導機制。警察、消防及び代替役の心理指導体制の企画、推進及び監督



財政部

精神保護機構の性質により、法律を根拠に免税する。



通達会

ラジオ、テレビ及び他の当該機関が管轄するメディアを監督。

改正法のポイント (6/9)

ポイント三：メディアの差別報道を禁止する（CRPD 第3条）

- 宣伝品、出版品、ラジオ、テレビ、ネットや他のメディアは、精神疾患を差別する呼び方や記述を使用してはいけません；
- 患者及び疑いのある患者は、法的事件に関与した場合、裁判所の判決なしにその原因を当事者の精神疾患に起因していると特定してはいけません。宣伝品、出版品、ラジオ、テレビ、ネットや他のメディアは、精神疾患や障害が法的事件の原因として報道してはいけません。
- メディアによる差別、汚名報道に違反する際の処分は各目的事業主管機関に帰する。

改正法のポイント (7/9)

ポイント四：CRPD精神、段階的に調整と対応する

	条号(まだ確定していない)		条号(まだ確定していない)
一般性原則	1.4.33.50.56	剥奪、暴力及び虐待を避ける	29.38.53.59.65
平等と無差別	14.15.33.34.77	自立生活と地域融合	1.4.6.8.10.11.13.15.25.27.50.63
危険な状況と人道緊急な状況	9.32.42.43.49.56	プライバシーの尊重	35.36.88
近用司法	31.51.56.57.58.59	健康ケアの意思決定	68.75
人身の自由	42.48.50	仕事と就職	15
残酷・残忍、非人間的あるいは屈辱な待遇・処罰を避ける	26.72.74.78		

改正法のポイント (8/9)

ポイント五：強制入院は裁判所による判決に変わる；強制地域処置は審査会決議を維持する(行政処分)

	現行条文	立法院一読協議後バージョン
強制入院決定者	審査会（行政処分）	裁判所（裁判所判定）
強制入院審査員	専科医師、看護師、職能治療師、心理士、ソーシャルワーカー、患者権益促進団体代表、弁護士及び他の関連専門職	裁判官、精神科指定医師及び患者権益促進団体代表
緊急安置期限	五日以内	七日以内
強制鑑定期限	緊急安置の日から二日以内	緊急安置の翌日から四日以内
強制入院審査期限	原則緊急安置期限と同様	制限について明文化されていない（裁判所の行政作業考慮に基づく）
強制入院期限	六十日（実務上、入院を前提の緊急安置期間を含む）	
強制入院延長期限	六十日・延長回数制限なし	六十日・一回限り
法律扶助	現行明文化されていない	機構は法律扶助機構に法律扶助を提供する（明文化）

改正法のポイント (9/9)

ポイント五：強制入院は裁判所による判決に変わる；強制地域処置は審査会決議を維持する(行政処分)

	現行条文	立法院一読協議後バージョン
強制地域治療決定者		審査会 (行政処分)
強制地域治療審査人員	専科医師、看護師、職能治療師、心理士、ソーシャルワーカー、患者権益促進団体代表、弁護士及び他の関連専門職	
強制地域治療期限		六ヶ月
強制地域治療期限の延長		一年、延長回数制限なし



結び

03

結び (1/3)

- 心身障害者の権利条約は、多数の利害関係者が受け入れられるようにするために、多くの重要な語彙の意味を固定せず、国連や各国政府、専門家、学者に解釈の余地を与えたが、同時に論争ももたらしている。
- 人権主張の正当性を考える際（ agreement theory, naturalistic theory, or practical conceptionに依拠 ）・心身障害者権利委員会はCRPDの政治性と代表性への解釈について点検を受ける必要がある。
- 心身障害者権利条約の法的位置づけを確認する必要がある（ 憲法？ 準憲法？ 特別法？ ）

結び(2/3)

- 心身障害者権利委員会第1号意見書(第12条部分)及び第14条の未解決の問題:心身障害者権利条約の拘束力(参照?)、権利と福祉が衝突する際に比例原則をどのように考慮する問題、時間の問題(緊急性、状況の変更など)、コスト、人材の問題など...
- 細かな規制のある法律とみるよりも、心身障害者のガバナンスへの参与、交流討論を展開する一つのきっかけとみたほうがいいかもしれない。学者の**Oliver Lewis**氏が述べたように、規範的枠組み、語彙と公開された概念として、人権に関する論述は規範的な議論を組織することができる。

結び(3/3)

- 心身障害者権利委員会が公布した一般的な意見書やガイドラインは、条約の内容に対する「権利」解釈であり、**法的拘束はない**。
- 現在実証基礎を備えた意思決定の措置は少ない。そして、**これらの措置には膨大な資源が必要であるため、意思決定を経済、社会、文化の権利と見え、徐々に実践していく、すぐに実現できない**(Stavert 2018) (Stavert, 2018) 。
- CRPDを達成するには、現行の法律は自立、能力、リスクとバランスの概念を再構築しなければならず、**CRPD関連法律を執行するすべての利害関係者の共同努力が必要であり、法律の文化を変えることは長い間の奮闘を必要とし、既存の法律の枠組みの中で達成できるものではない** (Stavert, 2018) 。
- 十分な予算をコミュニティサポートと合理的な調整の措置に徐々に移行する。よい心理社会支援の方案はコスト効果(cost-effective)がある。強制入院、強制地域治療の回数、日数を下げると、進歩とみてもよい。今回の精神衛生法改正法はすでにCRPDの近接司法の理想とコミュニティサポートに向かって進歩していると言える。「革命(?)はまだ成功していない、同志はまた努力しなければならない」！



ご清聴ありがとうございました。
ご指導よろしく申し上げます。

吳建昌 (Kevin Chien-Chang Wu) MD, LLB, LLM, PhD

ccwu88@ntu.edu.tw

Department/Graduate Institute of Medical Education and Bioethics

Department of Psychiatry National Taiwan University Hospital